

国 水 下 企 第 5 号
国 水 下 事 第 5 号
令 和 5 年 6 月 2 日

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課長
下水道事業課長
(公印省略)

ウォーターPPPの推進について

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（令和5年6月2日）では、「より一層民間の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保等を図る観点から、公共施設等運営事業の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標とする。さらに、公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式（両者を総称して「ウォーターPPP」という。）について、令和13年度までに100件の具体化を狙う。」とともに、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。」こととしている。

なお、公共施設等運営事業に「準ずる効果が期待できる官民連携方式」とは、「水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式」とされている。

また、「ウォーターPPP」については、「国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。地方公共団体のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である」とされている。

下水道管理者におかれては、施設の老朽化の進行や職員数の減少による人手不足が深刻化しつつある中、下水道事業の持続可能性の確保に向けて、組織体制を補完し、また、民間の経営ノウハウや創意工夫等の活用による経営改善を図るために、下水道分野での「ウォーターPPP」の導入について、積極的に取り組んでいただきたい。

なお、令和5年度から、社会資本整備総合交付金等について「公共施設等運営事業に含まれる下水道施設の設置・改築」について、重点配分を行うこととしている。